

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業費補助金の注意事項

- 補助金の支給時期をR7年度とするかR8年度とするか選択することができます。

(以下のどちらか1つの支給希望時期にチェック(✓)すること。
令和8年3月末までの支給を希望する場合、事業実施時期に関する項目もチェック(✓)すること。)

	本補助金について、令和8年3月末までの支給を希望します。
<input type="checkbox"/>	(令和8年3月末までの支給を希望する場合にチェック(✓) 令和8年3月末までに支給を受けた場合には、令和8年3月末までに賃金改善及び職場環境改善を実施する必要があることを理解しています。)
	本補助金について、令和8年4月以降の支給を希望します。

※計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）基本情報入力シート 記入欄

- 補助金の支給時期R7年度とした場合、注意事項が複数ありますので、ご確認ください。

注意事項①

【賃金改善の方法】

- ・賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとします。
- ・賃金改善は、基本給による賃金改善が望ましい。

※介護サービス事業所等の判断により、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施してもよい。

- ・賃金改善の経費は次ページ参照。

注意事項①

別紙1

表1 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（6（1）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%

例) 認知症対応型通所介護の事業所が補助要件①②③を全て満たし、申請した場合

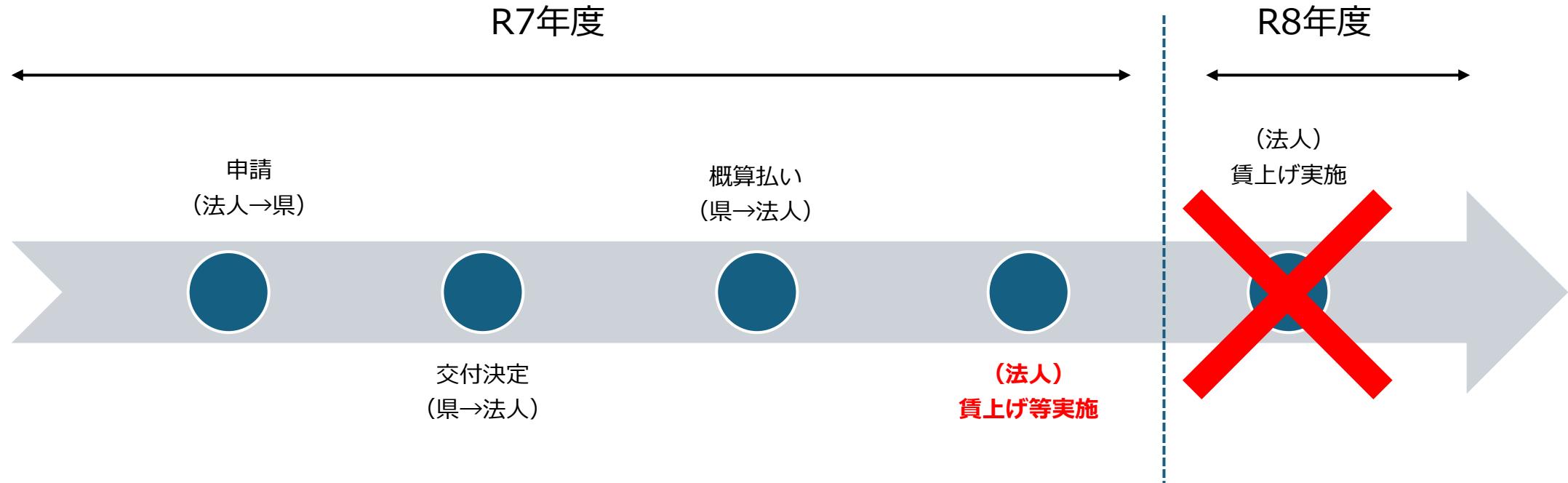
補助金支給額 = (基準月の介護総報酬) × 34.8%

→ このうち (基準月の介護総報酬) × 28.8% は 賃金改善経費として使わなければなりません。

差額は職場環境改善経費として用いることができます。 ←注意事項あり！（注意事項④参照）

注意事項②

- ・R7年度支給を希望した場合、法人は**職員の賃上げ等をR7年度に実施する必要があります。**

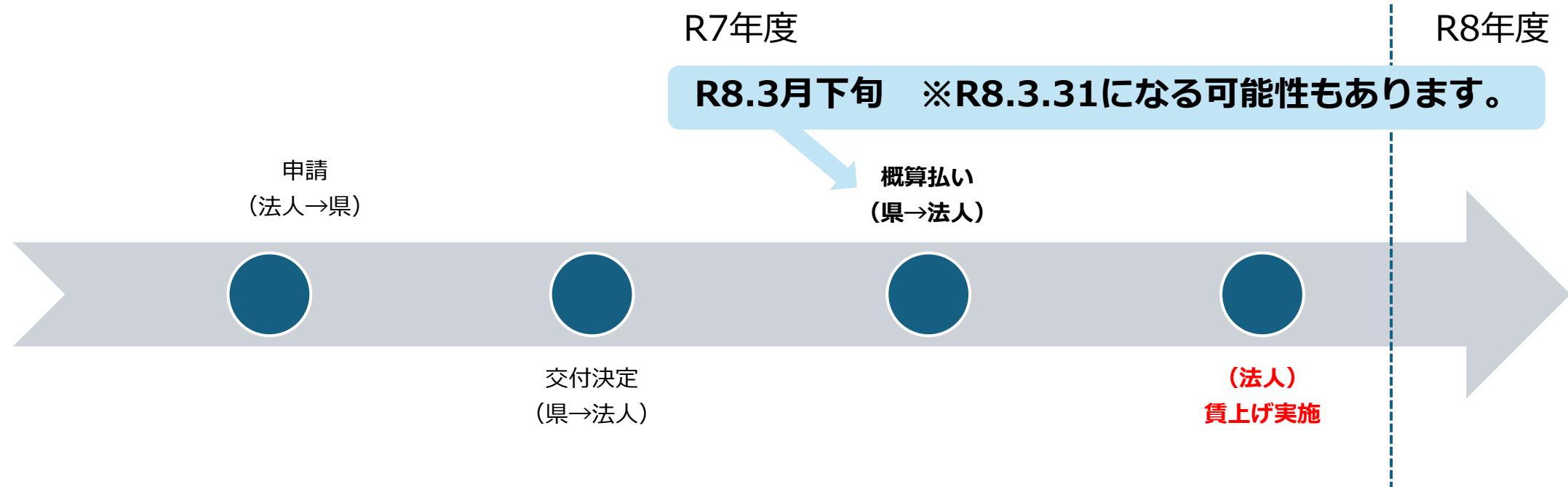


【要注意】

R7年度中に賃上げ等を実施していないことが発覚した場合、**補助金の返還事由に該当します。**

注意事項③

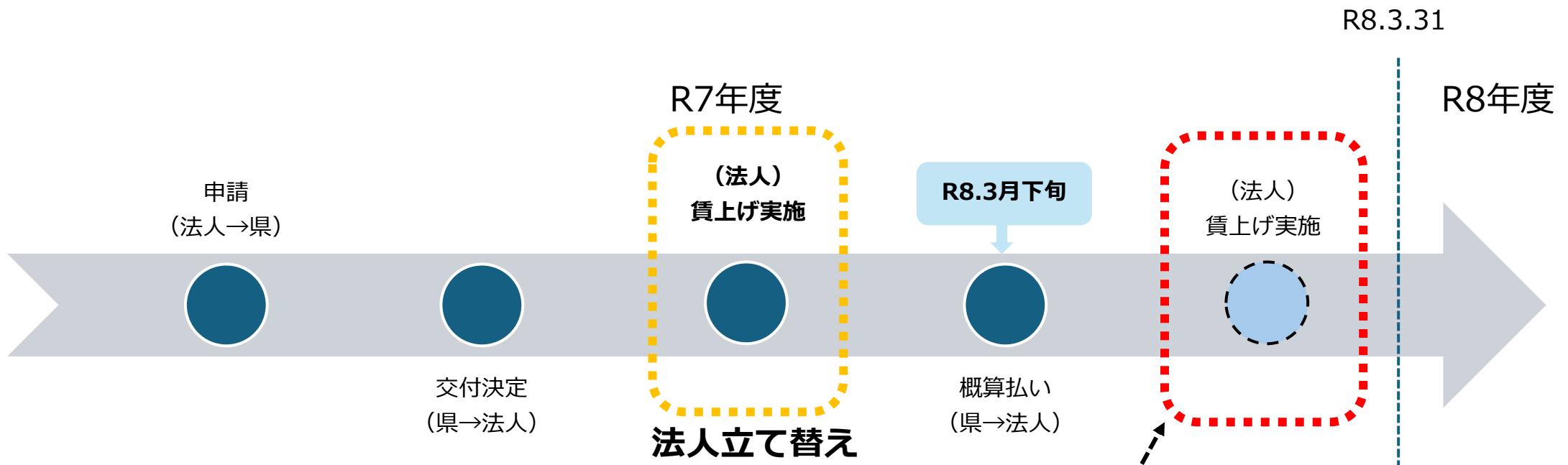
- ・R7年度支給を希望した場合、法人への振り込みは年度末になります。



注意事項①を考慮し、補助金の支給前に、法人が立て替えるかたちで職員への賃上げ実施を行っていただく必要があります。 (次ページ参照。)

注意事項③

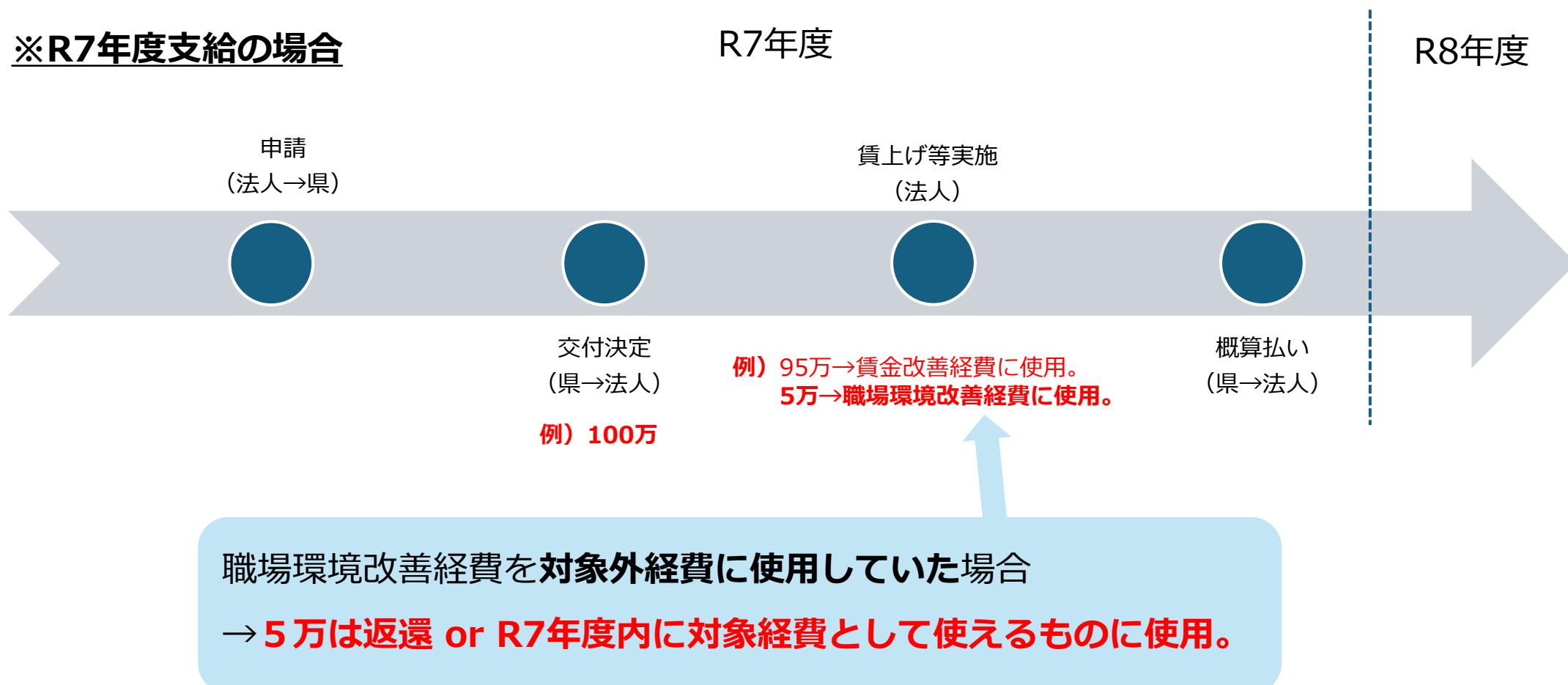
補助金の支給前に、法人で立て替えるかたちで職員への賃上げ実施



- ・「補助金交付額 < 賃上げ改善額」となる必要があることを見込んで立て替えをしていただく必要があります。
 - ・立て替え額が「補助金交付額 < 賃上げ改善額」となつていれば、この時点での賃上げ改善は不要です。
「補助金交付額 > 賃上げ改善額」となつていればR8.3.31までに条件を満たすよう、さらに賃上げ改善等を行なう必要があります。
- ※ 国保連からの支払い通知は2月末発送を予定しています。

注意事項④

- 職場環境改善経費は介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、待遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための取組を実施するための研修費等の経費が対象です。



注意事項⑤

- ・R7年度に補助金の支給をうけた法人は、実績報告を4月中旬までにご提出いただく必要があります。(詳細な案内は3月下旬予定。)
- ・**補助金の要件を満たすことを「誓約」した法人は、誓約事項をR7年度内に満たす必要があります。(次ページ参照)**

【主な補助要件】

※詳細は交付要綱を確認してください。

①基準月に処遇改善加算を算定している

【上乗せ要件】

②基準月に生産性向上等の取り組みを行っている。
(ケアプランデータ連携システムの導入/
生産性向上推進体制加算の算定等)

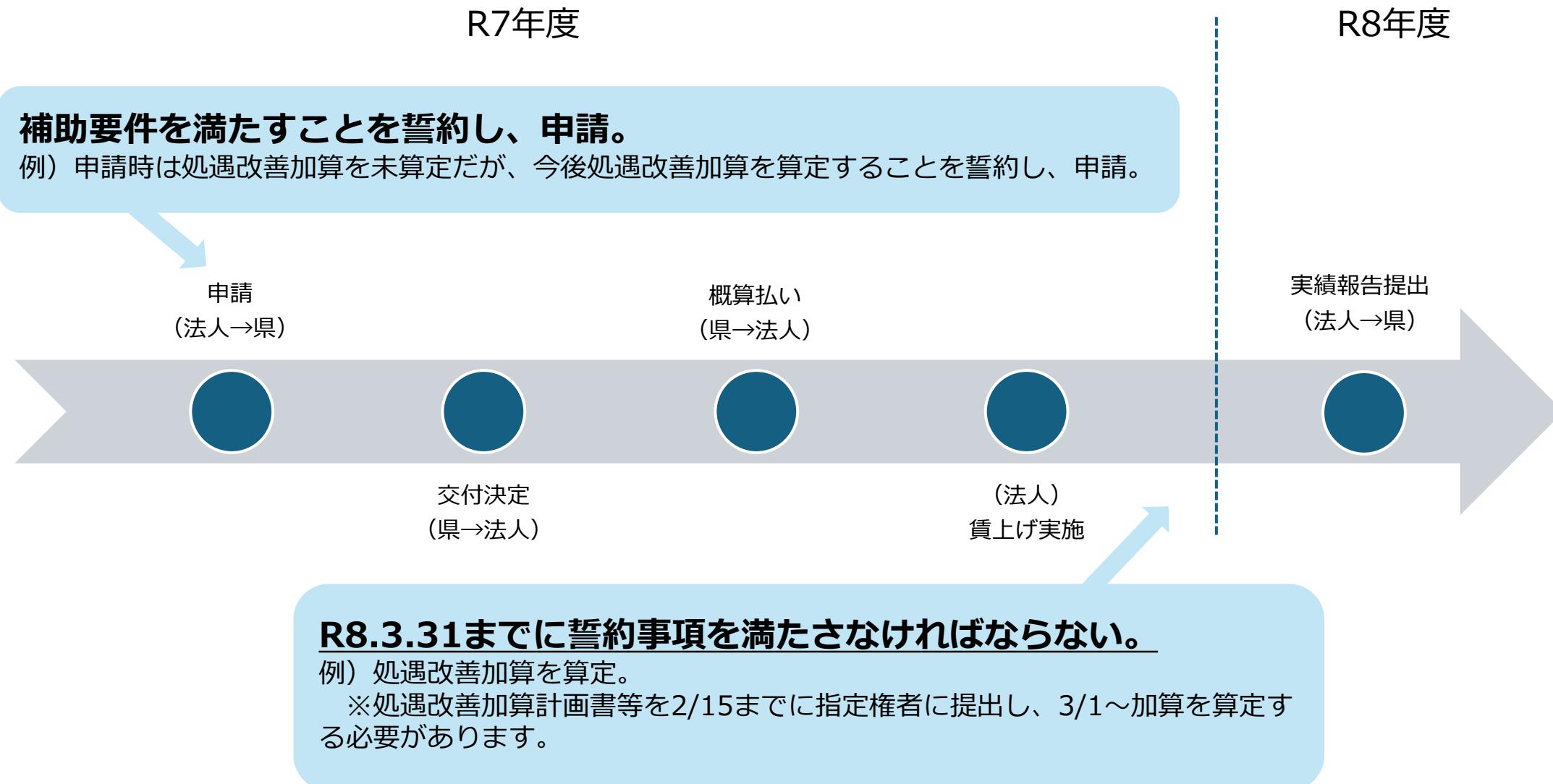
【上乗せ要件】

③職場環境改善等の取り組みを行っている。



申請時に必要な要件を満たしていないなくても、R7年度内に要件を満たすことを誓約すれば要件を満たしているとみなされます。

注意事項⑤

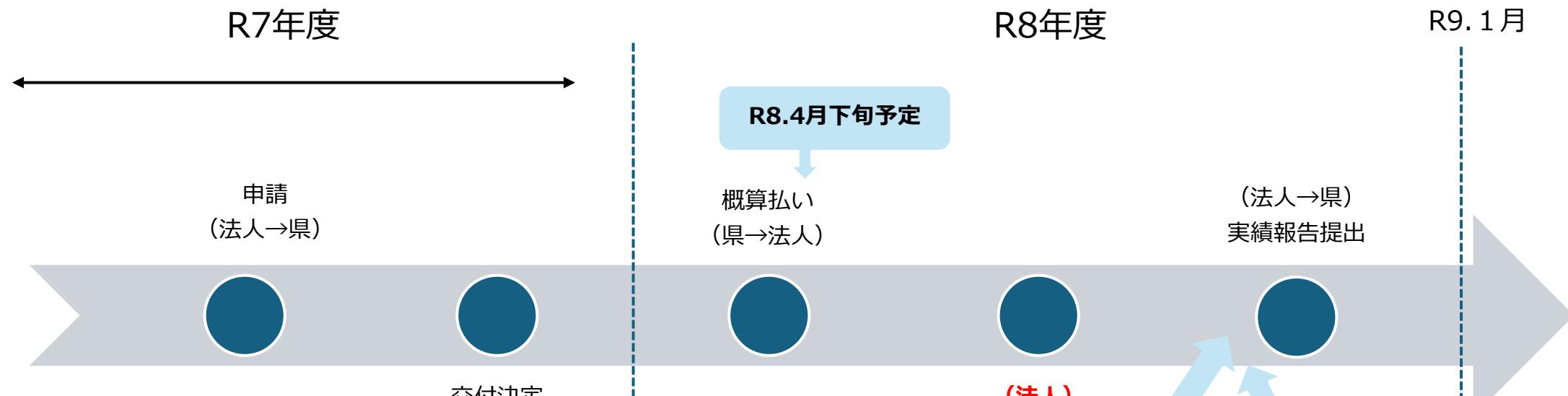


補助金の支給時期をR8年度にした場合

- ・ 法人は職員の賃上げ等を実績報告提出時までに実施する必要があります。

※R8年度支給を希望した法人の実績報告提出期限はR9.1月頃を予定。 ※変更の可能性あり。

- ・ 補助金の支給はR8.4月末を予定しています。



実績報告提出までに賃上げを実施。

※支給を受ける前に法人の立て替えでR7年度に賃金改善を行ってもOK。

誓約事項は実績報告提出時
までに満たせばOK。